

情報交換に対応する質問検査権の創設

1 平成15年度の改正

平成15年度の税制改正において、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(以下「租税条約実施特例法」という。)が改正されて、租税条約に基づく情報交換に対応するための質問検査権(同法第9条、第10条、第13条)が創設され、平成15年4月1日から施行されている。また、平成15年4月7日付で「租税条約に基づく相手国との情報交換手続について(事務運営指針)」(以下「通達」という。)が公表されている。この通達は、個別的情報交換及び自発的情報交換に関する手続を定めている。

2 改正の背景

最近の租税条約に関する事項の特徴の一つは、各国課税当局による国際間における協力体制の強化である。この租税条約に基づく情報交換もその例であるが、これ以外にも移転価格に係る相互協議に基づく事前確認制度(APA)、租税条約に基づく徴収共助条項の拡大等がある。このような傾向は、主権行使の限界という問題を抱える各国の課税当局が、多国間に展開する経済的活動に対抗するための手段といえよう。見方を変えれば、各国の課税当局が、自国内において行政上できることを行い、その結果を他

国がその国における課税に役立てるということである。

OECDは、1998年以降、有害な税競争防止という観点から、タックス・ヘイブンとの情報交換を促進する活動を行っている。この活動により、タックス・ヘイブンを利用した脱税等の防止が近い将来実現する可能性もある。

米国は、このOECDの活動に先んじて、米国近隣のタックス・ヘイブンと情報交換協定を締結して、米国で脱税した資金等がこれらのタックス・ヘイブンの銀行等に逃げ込むことをチェックしている。さらに、米国は、租税条約の改定等においても、情報交換の対象として金融機関の情報も含めるという方針に基づいている。

3 租税条約における情報交換条項の意義

租税条約の目的の一つは、国際的な脱税等の防止にある。その意味で、一国の課税当局の行政上の権限が及ばない外国に所在する税務情報を入手することは、国際的な脱税等の防止に寄与することになる。

しかしながら、租税条約の締約国において制限なく相互に情報交換が行われるということではない。OECDタイプの租税条約では、次のような制限がある、

- ① 情報提供を行う国がその国の法令及び行政

Topics of International Taxation

- 上の慣行に反する方法により情報の入手を行う義務はない。
- ② 情報提供を行う国は、情報提供を受ける国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供する必要がない。
- ③ 企業の秘密、取引の過程を明らかにするような情報については情報交換の対象とならない。また、公の秩序に反することになる情報も対象外である。

4 改正の内容

わが国は、これまで、租税条約に基づく情報交換に対応するための質問検査権が未整備であった。したがって、条約締約国から情報交換の要請を受けた場合、調査に基づかない情報又は課税当局が税務調査により知り得た情報の提供はできても、要請に対応して調査を行うという権限がなかった。その結果、国際間におけるルールは、相互主義といい、一種のギブアンドテイクの関係にあることから、わが国の課税当局が欲しい情報を条約相手国から得ることが難しい状態であった。平成15年度租税条約実施特例法の改正は、このような事情から行われたことになる。

この改正は、条約相手国からの情報提供要請にどのように対応するのかという点よりも、条約相手国に対して情報提供を要請する個別的な情報交換の範囲が従来よりも拡大したことにある。

例えば、通達は、条約相手国への情報提供要請の項目として次に掲げるものを規定している。

- ① 相手国における取引の相手方又は海外事業所等が保有する帳簿書類の記載内容
 - ② 相手国における取引の第三者である金融機関等が保有する帳簿書類の記載内容
 - ③ 相手国における取引の相手方等の申告の内容
 - ④ その他調査等において必要な情報
- したがって、わが国も条約相手国から上記のような要請があればそれに応えることになるが、わが国の税務調査においても、上記のような税務情報を入手することが今後可能になるということである。特に、上記②にあるような金融機関情報についてのアクセスが可能になるということは、今後の税務調査において大きな力となる。

近い将来、OECDの有害な税競争防止の進展により、わが国がタックス・ヘイブンと情報交換協定を締結するようになれば、条約相手国及びタックス・ヘイブンと情報交換のネットワークが完成し、これらの国等に所在する情報の透明度が増すことになり、国際的な税務上の不正行為等に対して相当の抑止効果があるものと思われる。しかしながら、このような措置は、あくまでも暫定的なものであり、電子商取引等がより拡大する事態がやがて到来するであろうが、このような新たな事態に至った場合、再度、情報交換のあり方を検討する必要が生じることになる。

中央大学商学部教授

矢内一好